

お元気ですか

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://www.tokyocity.co.jp>

相続税 遺産課税と遺産取得課税

日本の相続税計算方法がおおよそ60年ぶりに変わろうとしています。先の2007年11月、当時の自民党政政府税制調査会は「遺産取得税方式」という相続税の改正案を初めて発表しました。2009年8月に民主党政権になり、その税制調査会で「遺産税方式」が発表され、具体的には2013年先より相続税の課税方式として導入する方向で審議が進んでいます。現在の日本の相続税は通称「折衷方式」と呼ばれ、正味財産全体から基礎控除を控除し、これをいったん民法上の法定相続分で分割して税率を乗じ、計算された税額総額を受け取った財産の割合に応じて負担するという複雑な計算式を採用しています。現在は亡くなった方100人のうち相続税を納税した人は4.2人と、全国家財政のわずか2.3%しかないのが実態です。かつてバブル期には土地評価額が高額で、相続税の基礎控除が少なく税率が高かったため「自宅が都心部にあると相続税が払えない」という実態も多く見受けられました。その後地価が下がり基礎控除が多くなり、税率も下がった現在では当時比べて相続税負担は減少しました。

現在の徴税率では少なすぎるというのが政府の意見です。また生前贈与も1,000万円基礎控除の一般贈与はなくなり、相続時精算課税に絞って将来相続時に生涯贈与財産を相続税として課税する仕組みを完成させる狙いがあります。

現在検討されている遺産税方式は欧米で採用されている相続税の徴税方式で、相続税を「死亡した人の担税力」に着目して課税します。つまり亡くなった方の段階で課税されるので、原則として財産を相続する人の事情は斟酌されません。遺産取得税方式が「財産を相続した人の担税力」に応じて課税されると全く逆の考え方です。具体的な課税方法が発表されていないので想像にすぎませんが、現在の相続税はたとえば法定相続人が5人いると、5千万円+1千万円×5人=1億円の基礎控除があり、相続人の少ない家庭に比べて有利ですが、この差がなくなるでしょう。その他生命保険金や死亡退職金の控除も考え方が変わると思われます。

このような改正に向けてできる対策はないか、とよく聞かれますが、それは「財産のスリム化」に努めるに尽きます。

① 現金、預金

↓相続財産を当面の生活、老後必要な金額、遺産分割、相続税納税に必要な分をあらかじめ計算。必要以上分は不動産購入など資産圧縮効果をねらった節税策を検討。

② 自宅、事業財産、農地など絶対残すべき生きていくために欠かせない財産

↓税法上の特例をフルに使って極力維持する。

③ 賃貸アパート、有価証券など不労所得を生む投資用財産

↓収益性を徹底的に向上させる。またマンションや賃貸アパートは相続税の評価が低く資産圧縮効果が高いのでうまく活用。お金を生まない遊休地、古アパートや値上がりの見込めない株式は組替。

④ 別荘、絵画、骨董品、高級車、クルーザーなど、相続人が維持できない財産

↓ご自身の目が届かなくなったら早めに処分。

相続税改正は今後の日本の財政を支える部分では確かに必要ですが、諸外国において相続税は廃止される傾向にあり、その代わり高率な消費課税で財政を支えています。日本においてもいよいよ消費税増税審議が始まるようです。ぜひとも全体の租税バランスを図って財政を安定させるとともに、資産家が納得できる制度を構築していただきたいものです。



税理士 菊地 則夫

2010年夏の挨拶

皆さん。2010年の夏はいかがお過ごしですか。指数上では景気は良い傾向に向かっているとされています。早く現実的に実感したいものです。私どもの仕事は寒い時期が忙しく（確定申告など）暑い時期（夏）は比較的ゆとり仕事ができます。所員の夏休みもそれぞれがスケジュールをやりくりしてとっています。夏の繁忙期を避けて早いものは6月、遅いものは9月10月とまちまちです。「イギリスに行きました」「イタリアに行きました」「みんな楽しそうに話しています。気分をリフレッシュしてまたがんばってください。」

話を私に移し、私もリフレッシュ休暇は必ず取ることにしています。私の場合、一般的にみると、心より休暇を楽しんでいるとはいえません。休暇中も小説や雑誌を読みながら実は仕事のヒントをいつも探しています。先日東野圭吾の小説から得たアイデアを事務所の会議に実践しました。「所長がお休みとするとその後が大変!!」所員の嘆きです。私はビーチサイドでコーラを飲みながら次の戦略を考えている性格です。所員と所長とちがうかわいそうでしょうか? こんな所長とそれを受けてくれる所員が私どもの事務所の原動力かもしれません。2010年盛夏。くれぐれもご自愛ください。



代表税理士 山端 康幸

独占取材 我がふるさとのじまん

神奈川県秦野市(はたの)市は、神奈川県西部に位置する人口約17万人の地方都市です。東京中心から近く、東名高速道路の秦野中井ICがあり、さらに国道246号が秦野市を縦断しています。また国道246号線に沿って小田急線が走っているため、車で電車でも都心から約1時間の交通の便がよいからです。

秦野市北部には、神奈川・屋根といわれる丹沢山塊があり、四季折々の姿を楽しむに、「年を通じてたくさん登山客が訪れています。」「登山は、丹沢に始まり、丹沢に終わる」といわれています。一度訪れて登山の爽快さに触れてみるのはいかがでしょう。市内南東部には首都圏の奥座敷として親しまれる鶴巻温泉もあるのですが、登山ハイキングのあとに汗流すのもいいかもしれません。また名水百選にも選ばれている秦野盆地湧水群には、弘法大師の伝説の残る弘法の清水などがあり、お水がおいしい処としても知られています。小田原市や箱根町などの有名な観光地の通り道となりがちですが、森林浴でリフレッシュできますので、丹沢がある秦野市も意外とお勧めです。



税理士 羽根田邦子

神奈川県秦野市

私のふるさととは富山県砺波市です。富山といふ言葉です。寿司、オムリカ、蟹気楼などが挙げられ、砺波、いはい、チヌリッブが有名なところではないかと思えます。

砺波市には、チヌリッブ公園という、その名の通りチヌリッブの公園があり、ゴルフウェア・ウェアになる、各地から観光客の方々が訪れています。チヌリッブ公園だけでなく、近所にもチヌリッブ畑が、たくさんあるので、5月頃には、一面チヌリッブで、いなな所は、チヌリッブが、チヌリッブ農家の方々が、花が咲き出すと、花をすく、摘んで、茎と葉をばし、残します。

実はチヌリッブは花ではなくて、球根がお金になる、て存じですか。花に栄養が行かないように、さか花を摘んでしまうのです。そうすると、辺り一面緑色になってしまふので、殺風景で、何にもない所になつてしまふ。

でも、私にとっては、のんびり過ごすことが出来る場所なので、1年に何回か実家に帰るのが楽しみです。



税理士 新庄百恵

富山県砺波市

京都の三つ祭りと一般に呼ばれるのは、葵祭、祇園祭、時代祭です。一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

葵祭の起源は、567年、平安京遷都後は貴族の祭りとして行われ、祭りと言えは葵祭といわれるほどでした。源氏物語にも重要な場面として葵祭が出てきます。長い歴史の間には中断される期間もありましたが、今も平安の雅そのまの行事が行われています。

祇園祭の起源は、699年とされています。室町時代になって町衆(富裕な町人など)が力を持つようになると、町ごとに山鉾の豪華綱を競うようになり、今も町ごとに山鉾保存会が置かれています。葵祭が貴族の祭りであるのに対し、こちらは民衆の祭りといえます。祇園祭は、ユネコの無形文化遺産に登録されています。

時代祭の起源は、1895年(明治28年)とく最近です。平安京遷都1100年を記念して平安神宮が作られ、その祭りとして時代祭が始まりました。この祭りの行列は色々な時代の扮装をするのが特徴となっています。



中田真希子

京都府京都市

平成22年度税制改正により、住宅取得のための相続時精算課税の特例が2年間延長されて平成23年12月31日までの期限になりましたが、3000万円だった非課税枠が500万円に縮小されました。1500万円の住宅取得等資金の非課税制度と併用可能な平成22年中の贈与なら4000万円までは贈与税がかかります。

ただし、相続時精算課税制度は贈与金額が親の相続時に相続財産に計算されて相続税が計算されますので、相続税が心配な方は税理士等に相談ください。また、贈与者は原則親

相続時精算課税制度とは？

平成22年度税制改正で、直系尊属である両親・祖父等から20歳以上離れた直系卑属への贈与である②贈与の翌年3月15日までにその住宅資金を使って、住宅の購入・引渡を受け、原則として同日までに居住していること③購入した住宅の登記簿面積が50㎡以上であること④中古住宅の場合には一定の築年数以内の物件であることが挙げられます。

なお、この特例を受けるためには、贈与の翌年に贈与税の申告をしなければいけません。その他にも細かい要件がありますので、適用を検討されている方はお気軽にご相談ください。



ファイナンシャルプランナー 渡邊浩滋



からの贈与に限られます。祖父母からの贈与は対象になりませんので注意してください。

また、住宅取得のための相続時精算課税制度の特例の非課税枠は、贈与金額の一部を住宅購入資金に充てれば、他は何に充ててもよく、例えば仲介手数料や登記費用などの諸費用や先行取得する土地の購入資金の贈与も可能です。

このようなメリット・デメリットを考慮して相続時精算課税制度を検討してみてください。

22年中に土地の税金対策を

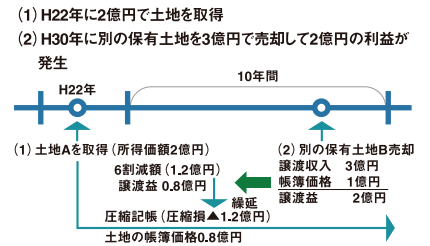
期限間近!! 長期所有土地等の1千万円特別控除

平成21年、平成22年中に土地等を取得した方は将来の税金が少なくなる可能性があります。これを条件に、その値上りがあります。通常、不動産を売却した場合、その売却代金が購入代金に比べて値上りしている、その値上り益について譲渡税が課税されます。しかし、この売却した不動産が平成21年または平成22年中に取得した土地等である場合は、売却するまでの所有期間が5年を超えていることを条件に、その値上りが益から1千万円を控除することができます。景気対策として創設された2年間限定の制度で、個人・法人両方に適用があります。

該当する方は、将来売却するときに覚えておいて下さい。

景気対策のひとつとして平成21年度税制改正において創設された制度です。H22年中に土地等を売却して譲渡益が発生したとしても、その60%が減額されて課税されます。減額分については、取得した土地を圧縮記録することにより課税を繰延べすることになります。

○ 具体例



○ 届出書の提出

この特例の適用を受けるには、下記の提出期限までに届出書の提出が必要です。

個人事業者: H23年3月15日
法人: 先行取得土地等の取得日を含む事業年度の確定申告書の提出期限



税理士 石渡芳徳

新人税理士 奮闘記

新人税理士はつらいよ(2010年6月登録)

2010年1月に入社しました大橋です。「お客様からの税金に関する質問のシヤッパを浴び、自分がたくましくなっていくのが実感できます。」「これは当社の求人広告を見たときに、強烈に頭に残った文章です。入社してその言葉の意味が分かりました。日々たくさんのお客様からのご相談をいただいております。内容は所得税・相続税を中心に、固定資産税・登録免許税など多岐にわたります。1月2月頃は、毎日のように帰宅してから相談の多い事項の整理に追われていました。準備に準備を重ね、備えを怠らない、失敗し

たときこそ、基本を見直す」「いつも見直し、再点検をする。これは最近読んだイチャロー選手について書かれた記事のまとめです。さすがイチロー選手、今の自分を見つめると、数年前、ある人から「目標は、仕事とプライベートの両方持つこと」と言われたことがあります。内容々々発表の段階ではありませんが、今年の目標を達成できるように努力しようと思います。イチロー選手のように。



税理士 大橋勇太

充実したマイホーム購入資金の贈与に関する制度

特例が満開!!
贈与税の特例
1500万・500万



税理士 石井力

今年度の税制改正で、直系尊属である両親・祖父等から20歳以上離れた直系卑属への贈与である②贈与の翌年3月15日までにその住宅資金を使って、住宅の購入・引渡を受け、原則として同日までに居住していること③購入した住宅の登記簿面積が50㎡以上であること④中古住宅の場合には一定の築年数以内の物件であることが挙げられます。

なお、この特例を受けるためには、贈与の翌年に贈与税の申告をしなければいけません。その他にも細かい要件がありますので、適用を検討されている方はお気軽にご相談ください。

東京シティ税理士事務所の歴史

2000年まで(神田駿河台から新宿へ)

私が東京シティ税理士事務所に入所したのは1987年4月でした。まだ東京シティ税理士事務所ではなく、やまはた税理士事務所でした。千代田区神田駿河台のワンルームマンションで、有名な山の上ホテルの裏手にあり高台に建つ階でした。見晴らしが良く三井ビルに夕日が沈むのがとても綺麗だった事をよく覚えています。1987年10月に弁護士事務所と合同事務所になり当時の所員3人で西新宿7丁目に引越して来ました。



ファイナンシャルプランナー
草刈章雄

時代はバブルに突入し、世の中全体が好景気に沸いていました。所長の山端が37歳、私は28歳でした。もちろん、お互いに髪の毛は健在でした。未熟な私は必死に仕事をしていました。仕事の量に比べてお酒の量も増えてました。今、振り返ると沢山の失敗もしましたが、沢山のお客様に支えられて頑張ってきた。こんな私も今年で51歳になりました。お酒は健康診断が怖くて沢山呑めません。しかし仕事はお酒の量とは関係なくこれから

2001年から2010年まで

2000年になってから当事務所は、それまで緒だった法律事務所と、別々のフロアでお仕事することになりました。私が入社してからずっと緒だった弁護士の先生方と別々になってしまうのは何だか変な感じでした。

2003年から弁護士事務所は、丸の内三井ビルでシテューワ法律事務所として、私たち税理士は、そのまま新宿三井ビル37階で税理

士法人東京シティ税理士事務所としてお仕事をしていくことになりました。

2000年までは事務所の引越が多かったのですが、三井ビル37階に来てからは落ち着いていますし、お仕事で徹夜することも無くなりました。(深夜まで仕事をすることはまだありますが)人数が増えたこともありすが、ここ数年の間に社内結婚が2組誕生しま

した。

21世紀は、事務所としては大きな変動が始まり、平穏な(引越がない期間)でした。



税理士 風巻朋子

NEW BOOKS

出版準備中!

個人事業と会社経営どちらが得か?

「個人事業とは?会社とは?どちらが得?(個人経営と会社経営の徹底比較)」(仮称)

著者 東京シティ税理士事務所 編者 山端康幸 村岡清樹

現在本の出版に向けて執筆中です。実務上でもお客様の相談が多い部分でもあります。これから事業を始めようとしている方や現在個人事業を行っている方向けの内容かもしれませんが、個人事業と会社経営の違いがよくわからない、会社経営から個人経営に切り替えたいとお考えの方も対象にしております。

個人が会社かは、事業開始の趣旨や経緯・現状などから検討した場合、概にどちらかが有利とは言えません。どちらにも長

所短所はあります。「個人事業をやっていく」「会社経営をやっていく」のいずれにしても、有利・不利を確認でき、又参考になるような内容を考えております。

経営面の比較から税金比較まで、たとえば「信用面の比較・資金調達の比較・責任の範囲」等から「税金計算の比較」まで、網羅的に確認できる1冊です。皆様の参考になる本となれば幸いです。



税理士 村岡清樹



編集後記

税理士・FP合わせて14名になると「お元気ですか」の紙面も多少窮屈になってきました。紙面を増やすと8面になるため、経済的にもう少し我慢です。幸いうちの税理士

さん達は文章が得意なため原稿集めは苦労しません。近い将来に8面情報誌を目指します。「お元気ですか」2010年夏号をお届けします。(山端康幸)

—東京シティ税理士事務所ニュース—
2010年 夏号 <http://www.tokyocity.co.jp>

〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301 FAX.03(3344)9053
E-mail: voice@tokyocity.co.jp